**免許法認定講習・公開講座を受講希望の方へ（注意事項）**

希望の免許状を取得するにあたり、

1　何の科目の単位を

2　何単位修得したらよいのか

については、各都道府県の教育委員会の教員免許状を授与する関係課・係に問い合わせて下さい（具体的な電話番号などの連絡先については各都道府県庁・教育委員会にお問い合わせをお願いします）。

各教育委員会の対応者は、必ずしも教員免許状に係る業務のみを行っているものではございません。このため、単位数・修得すべき科目が何かについて、即答できかねる場合もございます。あらかじめ十分な余裕をみて確認をお願いします。

各実施機関（大学・教育委員会・国立特別支援教育総合研究所）における各免許法認定講習・公開講座の開設目的・性格により、各講習等は受講対象者に条件を設けている場合があります。受講できるかどうかについては、各実施機関に確認をお願いします。

また、各実施機関の対応者は、必ずしも認定講習等の業務のみを行っているものではございません。このため、受講希望者が講座の募集要件に該当する方かどうか、即答できかねる場合もございます。あらかじめ十分な余裕をみて確認をお願いします。

各実施機関にお問い合わせの際には、

1　自己の保有する免許状の種類等（幼稚園・小学校・中学校・高等学校などの学校種、中高については国語・数学などの教科等。栄養教諭免許状を取得希望の方については栄養士・管理栄養士の資格についても）

2　自己の教職歴等（各学校種・教科についての、教諭・助教諭・講師などの職歴。栄養教諭免許状を取得希望の方については学校栄養職員としての職歴も）

3　取得希望の免許状の種類（学校種・教科）をゆっくりと正確にお伝え下さい。不十分な情報はトラブルの原因になります。

なお、その他、各講習等の申込期日・申込状況等の詳細については、文部科学省では把握しておりませんので、各実施機関にお問い合わせくださるようお願いします。

-- 登録：平成21年以前 --